

外部サービスの利用に係る規程

この規程は、愛知県情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）第37条第1項に基づき、愛知県立蒲郡東高等学校の職員が外部サービスを利用する際に遵守しなければならない事項を定めたものである。

1 外部サービスを利用可能な業務の範囲

(1) 利用者

愛知県立蒲郡東高等学校の職員が利用する。

(2) 業務内容

本校の在校生や保護者及び地域の方々や入学希望者等を対象として、本校の教育活動等に関する情報発信を行う。

(3) 情報資産

ポリシー第17条で規定する重要性Cに分類される情報資産のみを扱う。

2 ソーシャルメディア責任者

(1) ソーシャルメディアの運用管理に係る責任者（以下「ソーシャルメディア責任者」という。）

は、ネットワーク担当者又は学校長が選任した教職員とする。

(2) ソーシャルメディアの利用に係るパスワードの登録及び管理は、ネットワーク担当者又は学校長が選任した教職員とする。

3 外部サービスの名称及び内容

サービス名称	内容
note	本校の教育活動等に関する情報発信を行う。

4 外部サービスの利用の運用手順

(1) 情報発信にあたっての留意事項

- ・アカウント開設の際は、学校長の承認を得ること。
- ・情報発信にあたっては、学校長があらかじめ指定した者の承認を得ること。
- ・公用端末又は、学校長があらかじめ指定した端末を使用して発信を行うこと。
- ・発信する情報は正確に記述し、その内容について誤解を招かないようにすること。
- ・公序良俗に反する内容、他者の権利を侵害する内容等、不適切な内容は発信しないこと。
- ・ソーシャルメディア以外の広報媒体で発信している情報との整合性に十分注意すること。

(2) 公開手順

ソーシャルメディアへの情報の公開手順は、以下のとおりとする。

① ソーシャルメディアのコンテンツ作成者がコンテンツを作成した後、ソーシャルメディア責任者は下記の内容を満たしていることを確認する。

- ・コンテンツ内の情報に関して、ソーシャルメディアにアップロードすることについて、本人及び保護者の同意を得ていること。
- ・著作権を侵害するものは含まれていないこと。
- ・重要度B以上の情報が含まれていないこと。

- ②コンテンツのアップロード等の操作は、県又は学校が配備した端末等にて行う。
- ③ソーシャルメディア運用者は、コンテンツの内容や性質に応じ、公開方法等の設定が適切に行われていることを複数人で確認した上で投稿する。
- ④ソーシャルメディア責任者は、アップロードしたコンテンツが正しく設定されているか、当該ソーシャルメディアを視聴して確認する。

5 アカウントの管理

- (1) アカウントの開設や登録情報の変更、削除又は閉鎖は、学校長の承認を得て行う。
- (2) なりすまし防止のために、本校のホームページにアカウントの情報を掲載してリンクを設定する。また、利用しているソーシャルメディアのプロフィール欄等にアカウントを管理している学校を明示し、本校の公式ホームページのURLを掲載する。
- (3) 学校長は、次の点を明確にしたアカウントごとの運用方針を作成し、これに沿って運用する。また、ソーシャルメディアのプロフィール欄等に運営方針の内容を掲載する、又は本校の公式ホームページに運用方針を記載の上、ソーシャルメディアのプロフィール欄等にリンクを設定することで、利用者に運用方針を周知する。
 - ① アカウント名
 - ② URL
 - ③ 運用の目的
 - ④ 運用体制
 - ⑤ 発信内容
 - ⑥ 書き込み等への対応
 - ⑦ 連絡先
 - ⑧ 個人情報に関する取扱い

6 遵守すべき事項

ソーシャルメディア責任者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学校長の承認を得ないアカウントを業務に利用すること。
- (2) 業務に使用するパスワードを他人に知らせること。
- (3) 法令又は公序良俗に反して利用すること。
- (4) 業務以外の目的に利用すること。
- (5) ソーシャルメディアの利用目的に反すること。
- (6) ポリシー第31条に規定する重要度B以上の情報を公開すること。
- (7) 著作権、肖像権等の権利を侵害すること。
- (8) その他運営管理に支障を及ぼすおそれのあること。

7 事故等を発見した時の措置

ソーシャルメディアの利用に当たって情報セキュリティインシデントを認知したときは、学校長は直ちに特別支援教育課長及びICT教育推進課長に報告し、その指示に従って必要な措置を講ずる。

アカウントのなりすましが発生していることを発見した場合は、前項の内容に加え、学校長は当該ソーシャルメディアの運営者に削除依頼を行い、運用しているWebサイト上でなりすましが存在することを周知する。

8 違反行為への対応

学校長は、この運用手順の遵守状況を定期的に把握し、この運用手順に違反する行為等を認めたときは、重大性等に応じて、当該教職員への注意や利用の停止等、適切な措置を講じるものとする。

学校長は、ポリシーの改定やソーシャルメディアの利用規約の変更等に応じて、運用手順の見直しを行う。

9 外部サービスの利用状況の管理

発信情報を定期的に確認し、意図しない情報が発信されていないか管理を行う。

附 則 この規程は令和8年7月2日から施行し、同日から適用する。